

職業性疾患・疫学リサーチセンター

関西支部ニュース

発行責任者 水嶋 潔
 東大阪市高井田元町1-3-1
 みずしま内科クリニック内
 TEL06(6781)3330
<http://oe-rc-kansai.sakura.ne.jp>

九州建設アスベスト訴訟 3番目の地裁判決、国の責任を断罪！

弁護士 野条 健人

1、横浜・東京地裁に続く 3番目の地裁判決

平成26年11月7日、福岡地方裁判所第1民事部（高橋亮介裁判長）は、九州建設アスベスト訴訟において、国の責任を認める判決を言い渡しました。建設アスベスト訴訟は、建設作業従事者に生じたアスベスト健康被害につき、アスベスト含有建材の製造販売企業と国の責任を問う訴訟です。現在全国6地裁で建設アスベスト訴訟が争われており、今回の判決は、横浜地裁判決、東京地裁判決に続く3番目の地裁判決です（首都圏1陣訴訟は東京高裁に継続中）。

2、本判決の意義 国の責任を断罪！

本判決は、東京地裁判決に引き続き国の責任を認めたという点で大きな意義があります。まず、本判決はこれまでの最高裁判例にのっとり、国は労働者の生命健康を守るために適時・適切に規制権限行使しなければならないという判断枠組みを明確に示しました。その上で、東京判決同様、防じんマスクの着用や適切な警告表示を事業者に義務づけなかったとして、国の規制権限不行使の違法を認めました。ここで注目すべき点は、規制権限不行使が違法となる時期について、東京地裁判決は1981（昭和56）年からしていたのに対し、本判決では1975（昭和50）年からして6年遡らせている点です。これにより被災者の就労期間による救済対象がより広がることとなりました。



3、本判決の問題点

他方、本判決は、一人親方や零細事業主については、「労基法適用労働者以外の建設作業従事者」との理由で救済対象としませんでした。一人親方は建設現場では常態化しており、労働者と全く異なる働き方をしています。本判決は、このような建設作業実態を無視したものであり、極めて不当な判断です。また、本判決は、被告企業らには共同不法行為が成立しないとして、企業責任を一切認めませんでした。本判決は、共同不法行為責任を認めるためには、被災者ごとに加害企業の範囲を特定し、その範囲外の者によって被害がもたらされたものではないことの証明を要求しています。しかし、被災者らは、長年にわたり多数の建設

現場で、石綿含有建材を用いて作業しており、しかも被告企業らが適切な警告表示を怠っていたために、建材に石綿が含まれているかどうかすら知るすべがありませんでした。本判決は、被災者側に不可能な立証を要求するものです。

被災者らの健康被害は、被告企業らが有害なアスベスト建材を製造・販売し、利潤を追求した結果として生じたものです。本判決は、この実態を直視せず、企業責任を否定するものであり、到底容認できるものではありません。

4、関西建設アスベスト訴訟も 来年判決へ

本判決は、建設アスベストにおける国の責任について疑う余地がなくなったという点で、大きな意義があります。

他方で、一人親方問題、企業責任については、横浜地裁判決、東京地裁判決に引き続き、本判決でも認められなかつたため、全国の建設アスベスト訴訟にとって大きな課題となっています。大阪、京都の建設アスベスト訴訟は、2015年5月に結審予定であり、年内にも判決が下される見込みです。現在、弁護団では、企業責任、一人親方問題を突破すべく、全力で闘っています。引き続き、皆様のご支援をよろしくお願いいたします。

最高裁、国を断罪！ -大阪・泉南アスベスト国賠訴訟-

弁護士 小林邦子

2014年10月9日、最高裁判所第一小法廷（白木勇裁判長）は、大阪・泉南アスベスト国賠1陣訴訟（原告34人・被害者26人）及び2陣訴訟（原告55人・被害者33人）の上告審において、国の責任を認める原告勝訴の判決を言い渡しました。

本判決は、2006（平成18）年5月に一陣訴訟を提起してから8年半を経て勝ち得たものです。一陣地裁で勝訴した後、控訴審においては、「生命・健康よりも産業発展が優先する」として、まさかの逆転全面敗訴。しかし、その7か月後の2陣地裁で再び勝訴し、さらに2陣高裁においては、昭和33年以降のみならず昭和46年以降も国の責任を認める画期的な判決を勝ち取りました。

今回の最高裁判決は、1陣・2陣の全く異なる2つの高裁判決に対して、最高裁がどのような審判を下すのかが、注目されていたのです。

【本判決の意義と問題点】

最高裁は、労働者の安全と健康を守るために、国はできるだけ速やかに適時かつ適切に規制権限を行使すべきものと明確に認めました。その上で、国が、1958（昭和33）年時点で、局所排気装置の設置を義務付けなかつたことは国家賠償法1条1項の適用上違法であると認定して、国の責任を認めました。

最高裁判所が、我が国のアスベスト被害の原点ともいべき泉南アスベストの被害について、初め

て国の責任を認めた意義は大変大きいものといえます。また、国の賠償額を2分の1とし、個別の減額事由を認めなかつた2陣高裁判決を維持しました。この点も被害者救済にとっては非常に大きな意味があります。

他方、本判決は、1971（昭和46）年に局所排気装置の設置が義務付けられた時点以降については国の責任を認めませんでした。泉南地域では、その後も被害が発生し続けたにもかかわらず、判決はこの事実を直視しておらず、不当と言わざるを得ません。また、近隣・家族暴露の被害者なども最終的に救済対象とされませんでした。この点も大きな課題として残っています。



【厚労大臣による謝罪～最終解決へ】

最高裁判決後、塩崎厚労大臣は10月21日付で談話を発表し、10月27日には、原告団と直接面談して謝罪を行いました。また、1陣訴訟については、12月26日の和解期日をもって、国と原告団の間で和解が成立しました。これをもって、大阪・泉南アスベスト訴訟は最終解決に至ることとなりました。

【アスベスト被害の根絶に向けて】

泉南訴訟は裁判としては最終解決に至りましたが、更なる被害者の掘り起し、残存アスベストの処理等の問題が残っています。また、アスベストによる最大の被害を生じた建設作業従事者の裁判は、全国5地裁（北海道、東京、神奈川、京都、大阪）、2高裁（東京、福岡）で闘われています。今なお、多くの被害者が病に苦しんでおり、数多くの原告が裁判闘争半ばで命を落としています。弁護団は、泉南訴訟で勝ち得たこの最高裁判決を最大限に活かし、アスベスト被害の根絶に向けてなお一層闘っていく所存です。この9年間、皆様にいたいたご支援に感謝いたしますとともに、今後ともなお一層のご支援・ご協力をお願いいたします。



「塩崎厚生労働大臣と二人の副大臣らがついに謝罪！」

【原告たちの声】

○佐藤美代子

私も大臣に発言できました。精一杯しました。昭和47年以降で切られたこと、大臣から、前向きに考えていきたいと返事をいた

だいた。

○南 和子

塩崎大臣に近隣曝露も同じように救済をして欲しいとお願いしました。話し合いをしていきたいと言ってくれた。期待を持っている。

○岡田陽子

大臣から、2陣の判決のところで、運送会社が救済されているので、宗族曝露も前向きに、という話があった。その点うれしい。

○川崎武次

今日まで約8年かかって、大臣から謝罪の言葉。原告としては嬉しい。まだまだ泉南地域に被害者がいる。謝ってもらいホッとしたと思う。解決に向かうと思う。

○山田哲也

今日は、原告の一部ですが、大臣に訴えをきいてもらった。うれしい。悲願であった、生きているうちに解決に近づいた。がんばる。

○石川チウ子

ありがとうございます。一陣も頑張ると言つてもらつた。嬉しい。石綿の病気は治らない。しんどい。

○藤本幸治

兄は、医者の話では治らない。死ぬまで続く。しんどいからといって、死ぬ薬がないかと聞いたら医師から怒られた。兄のような人がほかにもいると思います。

○松島加奈

昨年、11月に主人が亡くなった。大臣からいい言葉を聞いた。主人や他の人に聞かせたかった。大臣の言葉ありかたかった。

○谷光弘子

すごい喜んでいます。大臣にあって、優しい人と思った。涙が止まらなかった。父もテレビを見て、良かったと思っていると思う。

○満田ヨリ子

塩崎大臣にお目通りできこと感謝。夫の苦しみを訴えられなかつたが、他の人が訴えてくれて満足。

○武村絹代

大阪高裁判決の時、母が亡ぐなつた。大臣の謝罪を母に聞かせたかった。泉南、解決の道に進んでいる。しかしアスベスト問題はこれから。よろしくお願ひいたします。

中央電設事件判決

電気工の企業責任を明確に認定

大阪アスベスト弁護団 中村真二

平成26年2月7日、大阪建設アスベスト国賠訴訟の遺族原告でもある志萱弘道さん、志萱和江さんが、被害者の故志萱信義さんの元雇用主等である中央電設株式会社を相手取って提訴した訴訟において、大阪地方裁判所第16民事部（森木田邦裕裁判長）は、同社に総額約4400万円の支払いを命じる判決を言い渡しました。

1、事業

被害者である故志萱信義さん（昭和21年10月23日生）は、昭和37年～平成18年まで45年間、被告会社（電気設備工事などを目的とする会社）の従業員、あるいは専属下請として、電気工事に従事し、平成16年7月に悪性中皮腫と診断され、平成18年10月18日に59才で死亡しました。

ご遺族は、被告企業に対して、安全配慮義務違反、不法行為に基づいて総額約7242万円の損害賠償を請求して、平成22年7月7日、大阪地方裁判所に提訴したものです。

2、建設現場の粉じんばく露 状況を詳細に認定

本裁判では、最もアスベスト被害者が多い建設関係の職種のうち、電気工として工事現場でアスベストにばく露したかどうかも争点となりました。

判決は、

- (1) 自らの作業によって発生した石綿粉じんにばく露
(照明器具の取付、天井内の配線・配管作業、貫通部分（スリーブ部分）の耐火被覆作業、ボックス出し作業、清掃作業)
- (2) 自らの作業以外によって発生した石綿粉じんにばく露
(天井板や壁板などのボード切断、石綿パイプや石綿壁板などの取り付け・取り外しなど、石綿含有製品を取り扱う多数の

作業者が混在して同時並行的に作業する場面など)

- (3) 建築現場の密閉化により石綿粉じんが外部に出にくい状況であったことなど、電気工がアスベストに大量にばく露する場面やその原因を詳細に認定しました。



「電気工の照明器具設置作業」

3、本判決の意義

本判決は、アスベストばく露による中皮腫や肺がんが多発している建設現場作業従事者の典型的な職種（電気工）について、使用者（企業）の責任を初めて認めたものです。

判決の認定を前提とすると、電気工に限らず、建築現場作業に従事していた者は、広範にアスベストばく露が認められることになります。

埋もれているアスベスト関連疾患者はまだまだ多数おられること等を踏まえ、関西疫学リサーチセンターでは多数の再読影活動に精力的に取り組んでおられます。本判決は、建設現場作業従事者を含む多数のアスベスト関連疾患者に、大きな後押しと確かな筋道を付けた判決といえます。

本裁判は、現在、大阪高等裁判所に係属中ですが、当弁護団は、控訴審判決でも勝訴判決を勝ち取るべく、しっかりと戦い抜いていく所存です。